市内に活動拠点をお持ちの事業者の皆様へ

香芝市福祉活動支援補助金（子育て環境整備分）

子育て世帯の利用に配慮した環境整備に関する事業費の補助金を交付します。

補助対象となるもの

●物品の購入（上限１０万円）

授乳スペースやおむつ交換スペース、キッズスペース整備で必要となるもの。

例）おむつ交換台・ベビーベッド・パーテーション・授乳用カーテン・授乳用チェア・電気ポット・クッションマット・子ども用椅子等

●工事の施工（上限２０万円）

授乳スペースやおむつ交換スペース、キッズスペースの設置または改修。

補助対象者

活動の拠点が市内にある以下の法人等が対象です。

- 社会福祉法人
- 特定非営利活動法人
- 自治会
- 地域において継続的社会福祉活動を実施している市民団体
- 市内で飲食、物販、医療等不特定多数の者の利用が見込まれる事業者の方

募集期間

令和７年６月２日～令和７年１月３０日

※令和７年３月３１日までに事業を完了する必要があります。

香芝市ＨＰ

お問合せ

〒639-0251　香芝市逢坂一丁目３７４番地１

香芝市　児童福祉課

TEL：0745-79-7522

制度利用の流れ

申請者

①相談・申請

市に相談の上、申請を行う。

③事業の実施

決定に基づき、物品の購入、工事の施工等を行う。

④実績報告

事業が完了したら、必要書類を添付して市へ実績報告を行う。

⑥請求

市への補助金の請求を行う。

市

②審査・決定

申請者からの申請内容を審査し、決定して通知する。

⑤補助金額の確定

実績報告について審査を行い、補助金額を確定して通知する。

⑦補助金の交付

申請者へ補助金の交付を行う。

留意事項

◆各経費ごとに上限額を設定しておりますが、予算の範囲内での補助となりますので、申請を検討されている場合は、早めの申請をお願いいたします。

◆審査の結果、対象とならない場合があります。

◆事業の実施状況について、広報紙等で紹介させていただく場合がございます。